

厚生労働大臣認定 《専門実践教育訓練給付金制度とは》

専門実践教育訓練施設は、北原学院歯科衛生専門学校(新松戸校)の夜間コースが対象となります。
昼間コース及び、北原学院千葉歯科衛生専門学校(千葉校)は指定されておられませんのでご了承ください。

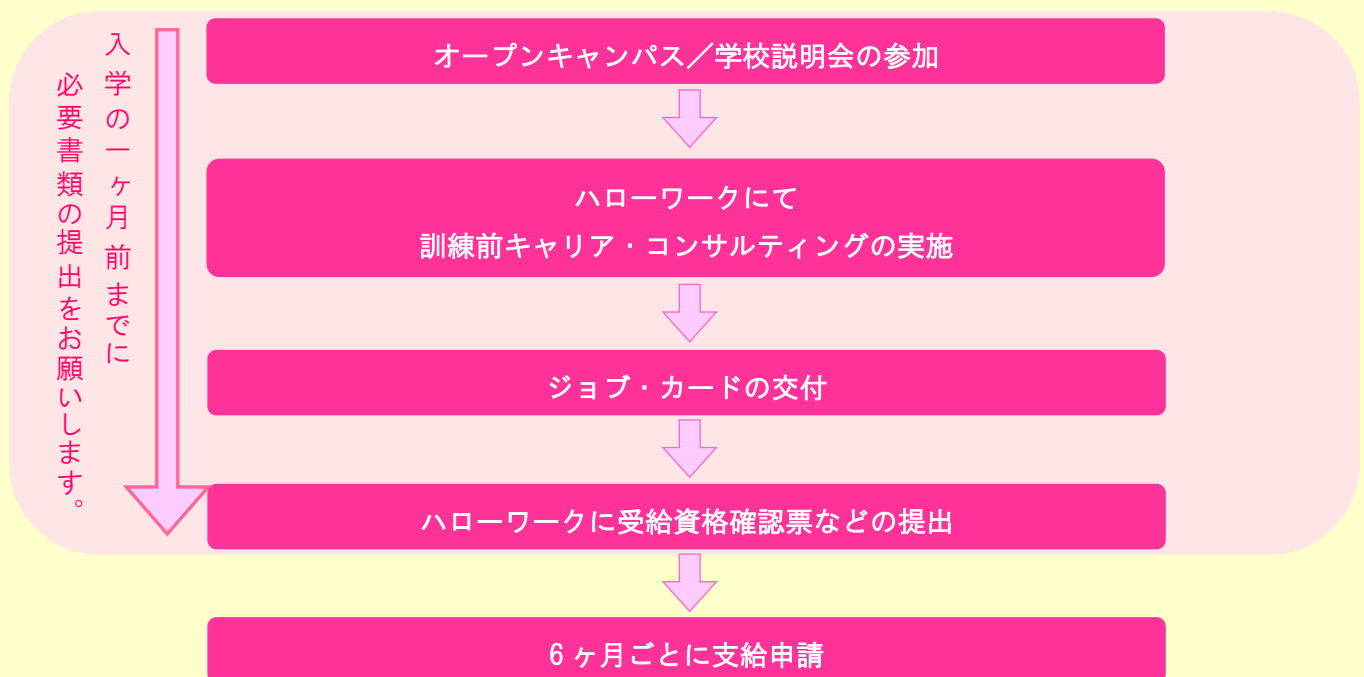
厚生労働大臣の指定する医科系などの専門教育を受講する方への給付制度になります。
支給額は本人が終了までに支払った学費の50%(年間上限40万円)が給付されます。

受給資格の方

初回受給資格のケース：受講開始日までに2年以上雇用保険の被保険者期間を有する方

2回目の受給資格のケース：前回の受給から3年以上雇用保険被保険者期間を有する方

給付金申請の手続き流れ(ハローワーク)



北原学院 3年間の学費 2,396,000 円の場合
在学時の給付総額 約 113 万円 【返還不要】
さらに国家試験に合格して卒業 1 年以内に就職した場合は追加給付約 44 万円
給付総額 約 157 万円 【返還不要】

3年間のハローワークからの給付(北原学院新松戸の場合)

